

# 応援します いきいきライフ

①免除制度について

## ご存知ですか？免除制度

平成26年度の国民年金保険料は **月額15,250円** です。  
ただし、保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度があります。(注：所得要件あり)

保険料を未納のままにしておくと、将来年金が受けられなくなることがありますので、納付困難な場合にはご相談ください。

### (1) 免除制度……経済的な理由などで保険料を納めるのが困難な人が対象です。

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得が次の計算式で計算した金額以下である場合、申請することで、保険料の納付が全額免除または一部納付（一部免除）となります。

		保険料(月額)
(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	⇒ 全額免除	0円
78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	⇒ 4分の3免除 4分の1納付	3,810円
118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	⇒ 半額免除 半額納付	7,630円
158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	⇒ 4分の1免除 4分の3納付	11,440円

※免除が認められても、全額免除以外の人は減額された保険料の納付が必要です。  
納め忘れると未納扱いになりますのでご注意ください。

### (2) 若年者納付猶予制度・・・所得の低い30歳未満の人が対象です。

30歳未満の方で本人と配偶者それぞれの前年の所得が次の計算式で計算した金額以下である場合、申請することで、保険料の納付が猶予されます。

(扶養親族等+1) × 35万円 + 22万円 ⇒ 納付猶予

### 「未納」と「免除・猶予」の違いは？

	老齢基礎年金を受けるとき	追納期間 (後から納付できる期間)
全額免除	受給資格期間に参入され、年金額は2分の1で計算されます。 注(1)	10年以内 ※ただし、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
4分の3免除	受給資格期間に参入され、年金額は8分の5で計算されます。 注(2)	
半額免除	受給資格期間に参入され、年金額は4分の3で計算されます。 注(3)	
4分の1免除	受給資格期間に参入され、年金額は8分の7で計算されます。 注(4)	
若年者納付猶予 ・学生納付特例	受給資格期間に参入されますが、年金額には反映されません。	
未納	年金額には反映しません。 未納の期間が多くなると受給できなくなることもあります。	2年以内 注(5)

※受給資格期間・・・老齢基礎年金を受給するためには、原則25年以上の期間が必要です。

※注(1)平成20年度分までは「3分の1」、注(2)平成20年度分までは「2分の1」、注(3)平成20年度分までは「3分の2」、注(4)平成20年度分までは「6分の5」。

※注(5)平成27年9月までに限り、手続きにより後納制度を利用すると過去10年分まで納めることができます。

- ◆平成26年度の免除・猶予の申請は、7月から市役所保険年金課および各支所年金担当課で受け付けます。
- ◆免除・猶予となる期間は、7月から翌年6月までです。

国民年金に関するおたずね / 日本年金機構出雲年金事務所 (☎ 24-0045)  
または 市役所保険年金課 (☎ 21-6982)  
および 各支所年金担当課

# 10月から福祉医療費助成制度が変わります

## 福祉医療費助成制度とは…

重度心身障がい者やひとり親家庭の方を対象に、医療費の自己負担を助成する制度です。(ただし、所得制限があります。)

対象者の自己負担は医療費の1割で、1か月1医療機関あたりの負担限度額があります。また、薬局等での自己負担はありません。

### 10月からの変更点

#### 1. 低所得区分の負担限度額(1か月・1医療機関あたり)を引き下げます。

	一般(市民税課税世帯)		低所得(市民税非課税世帯)		20歳未満の障がい児(者)	
	入院	外来	入院	外来	入院	外来
変更前 (9月30日まで)	10,000円 <sup>(※1)</sup>	6,000円	5,000円	3,000円	2,000円	1,000円
変更後 (10月1日から)	変更なし	変更なし	2,000円	1,000円	変更なし	変更なし

※1: 一般区分の入院の負担限度額は、平成27年10月から、現在の10,000円から20,000円に引き上げます。

#### 2. 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方も対象となります。(ただし、所得制限があります。)

### 対象者

10月からの新たな対象者 (申請は、7月1日(火)から受付開始します。)

- ① 精神障がい者保健福祉手帳1級の方
- ② 精神障がい者保健福祉手帳2級で、身体障がい者手帳3級または4級の方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳2級で、知能指数がおおむね50以下の方<sup>(※2)</sup>

### 従来からの対象者

- ④ 身体障がい者手帳1級または2級の方
- ⑤ 療育手帳Aの方
- ⑥ 身体障がい者手帳3級または4級で、知能指数がおおむね50以下の方<sup>(※2)</sup>
- ⑦ 65歳以上で3か月以上寝たきりの方(有効期限1年間のみ)
- ⑧ ひとり親家庭  
(18歳未満または高校修了までの児童を養育する配偶者のない者及び当該児童)
- ⑨ 両親のいない児童

(※2: 知能指数は、特定の判定機関によるものです)

### 申請に必要なもの

- 健康保険証 ○印鑑 ○通帳
- 該当する手帳(①~⑥の対象者)
- 前年の非課税年金受給額が分かるもの(①~⑦の対象者で非課税年金を受給しておられる方のみ)
- その他、必要となるものがある場合があります。

◆詳しくは、福祉推進課におたずねいただくか、市のホームページをご覧ください。

おたずね/福祉推進課 ☎21-6694

## ひとり親家庭の方のために

ひとり親家庭では、家計を支えながらひとりで子育てを担うことになるため、その両立が困難であったり、不安や負担を感じることもあると思います。

ここでは、ひとり親家庭の方が利用できる各種制度を紹介します。制度によっては所得要件があったり、事前相談が必要なものもあります。まずは、お気軽にご相談ください。

制度	内容	問い合わせ
児童扶養手当	父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために支給します。*所得・児童数で手当額が決まります。	本庁……子育て支援課 平田支所…市民福祉課
母子自立支援員による相談	各種制度の情報提供をするともに、くらし・子育て・就労・養育費取得などさまざまな悩みの相談に応じます。	佐田・多伎・湖陵・大社支所 ……市民サービス課
ひとり親家庭等児童入学就職支度金	母子家庭・父子家庭等の児童が小・中学校入学もしくは中学校卒業後に進学・就職する際、支度金を支給します。(所得要件・基準日・申請受付期間があります。)	斐川支所…健康福祉課
母子寡婦福祉資金貸付制度	子どもが修学するための資金や、母が技能を習得するための資金など、各種資金の貸付を行っています。	本庁……子育て支援課 斐川支所…健康福祉課
日常生活支援事業	一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣します。	
母子家庭等自立支援給付金	母子家庭の母または父子家庭の父の就業を促進するため、資格取得のための講座を受講する場合や、養成機関で修業する場合に給付金を支給します。	
福祉医療費助成制度	・ひとり親家庭、両親のいない児童のうち、母(父)と児童の医療費(自己負担分)を助成します。(所得制限があります。) ・自己負担は医療費の1割で、1か月1医療機関あたりの負担限度額があります。	本庁……福祉推進課 佐田・多伎・湖陵・大社支所 平田支所…市民福祉課 ……市民サービス課 斐川支所…市民生活課
就学援助制度	経済的理由で小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを援助します。	本庁……教育政策課 各小・中学校

おたずね  
電話番号

本 庁 子育て支援課 ☎21-6604  
福祉推進課 ☎21-6694  
教育政策課 ☎21-6190

平田支所 市民福祉課 ☎63-5567  
佐田支所 市民サービス課 ☎84-0118  
多伎支所 市民サービス課 ☎86-3116

湖陵支所 市民サービス課 ☎43-1215  
大社支所 市民サービス課 ☎53-3116  
斐川支所 健康福祉課 ☎73-9111  
市民生活課 ☎73-9102